

法人市民税 Q&A

Q1：豊橋市内に法人を設立した場合や、事務所等を設置した場合には、どのような手続きが必要ですか？

A：「法人等の設立（開設）申告書」を定款と登記事項証明書〔登記簿謄本〕（ともにコピー可）を添えて提出してください。

Q2：異動があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A：本店所在地、決算期、資本金、代表等の変更や解散、合併等があった場合にも、その都度届出（「法人等の異動・変更届」）が必要です。事務所等の廃止の場合には、「事務所事業所等新設廃止申告書」を提出してください。「決算期変更」の場合には、定款をつけて下さい。その他については、登記事項証明書〔登記簿謄本〕を添付してください。

Q3：法人名を変えました。住民税特別徴収担当に異動を届け出ました。法人市民税担当にも提出する必要はありますか。

A：法人市民税担当にも提出する必要があります。お手数ですが、法人異動届を提出してください。

Q4：今年度の決算が赤字になったため、法人税では納付が発生しませんが、赤字でも法人市民税の申告は必要ですか。

A：赤字でも申告は必要です。赤字の場合、法人税割額は課税されませんが、均等割額の申告と納付が必要です。

Q5：均等割の従業者数について教えてください。

A：均等割の従業者数とは、その法人から俸給、給料、賃金、手当、賞与、その他これらの性質を有する給与の支払いを受ける者の数です。次の点において、法人税割分割基準の従業者数と異なります。

1. 寮等の従業者数を含む。
2. 従業者数に著しい変動がある場合の特例が適用されない。
3. アルバイト等の数については、事務所ごとに課税標準の算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値の合計数によっても差し支えない。

Q6：均等割の判定上の従業者数、法人税割の分割基準の従業者数は、いつの時点の人数ですか？

A：均等割の判定に使う人数は、事業年度の末日現在です。例えば、4月1日から3月31日が事業年度の場合、9月10日に事務所を閉鎖したときは、事業年度末は0人ということになり、税率区分は50人以下として判定します。

法人税割も、同様に事業年度の末日現在で判定しますが、既に閉鎖している場合は、均等割とは計算方法が異なります。

分割基準の判定には、事務所を廃止した日の属する月の前の月の月末現在で判定します。9月10日に事務所を閉鎖した場合、人数は8月末日時点のものとし、それを算定期間の月数（1月に満たない日数は切上げ）で月割計算します。

Q7：会社の役員は、従業者数に含めるのですか？

A：会社役員は、一般的には従業者には含めませんが、給与の支払いを受ける役員は、従業者数に含められません。

Q8：法人税割分割基準の従業者数について、算定期間中に従業者数が著しく変動したのですが、事業年度末現在の従業者数を計算に用いるのですか？

A：各月の末日現在の従業者数のうち最大のものが最小のものの2倍を超える事務所の場合には、次のように計算します。

・従業者数（1人未満の端数切り上げ）＝算定期間中の各月の末日現在における従業者数の合計/12

ただし、この特例が適用されるのは、個々の事務所単位です。
 豊橋市内に複数の事務所を有していても、上記に該当しない事務所は、通常の計算方法で行い、最後にそれぞれの事業所ごとの人数を合計して豊橋市分の人数とします。

豊橋市内事務所	(人)												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事務所a	3	3	3	4	3	4	4	5	6	7	6	6	
事務所b	5	5	7	6	6	5	7	8	9	5	5	6	
事務所c			6	5	5	7	6	6	5	5	3	4	6/20新設
事務所d				11	12	13	14	15	16	17	18	19	7/10新設
事務所e		8	8	9	9	10	11						5/6新設 11/15廃止

(計算例) 事業年度 4月1日～3月31日

(計算方法)

①各月の末日現在の従業者数のうち最大のものが最小のものが最小のものの2倍を超える場合は、各月現在の従業者数の平均人数を算出（端数人数切上）

②各月の末日現在の従業者数のうち最大のものが最小のものの2倍を超えない場合は、事業年度末の従業者数（年度途中で廃止となった事務所については、廃止となった月の前月末の従業者数）がその事務所の人数となる。

ただし、年度途中で新設、廃止のあった事務所については、月割計算（月数端数切上）する。

- ・事務所a … 3人（最小）×2 < 7人（最大） で著しい変動あり。
 $3+3+3+4+3+4+4+5+6+7+6+6 \div 12 \text{ヶ月} = 4.5 \text{人} \rightarrow \underline{5 \text{人}}$
- ・事務所b … 5人（最小）×2 > 9人（最大） で著しい変動なし。年度末6人 → 6人
- ・事務所c … 3人（最小）×2 < 7人（最大） で著しい変動あり。
 $6+5+5+7+6+6+5+5+3+4 \div 12 \text{ヶ月} = 4.33 \text{人} \rightarrow \underline{5 \text{人}}$
- ・事務所d … 11人（最小）×2 > 19人（最大） で著しい変動なし。年度末19人
 $19 \times 9 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 14.25 \text{人} \rightarrow \underline{15 \text{人}}$
- ・事務所e … 8人（最小）×2 > 11人（最大） で著しい変動なし。廃止となった月の前月末11人
 $11 \times 7 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 6.41 \text{人} \rightarrow \underline{7 \text{人}}$

豊橋市内従業者数 合計 38人

Q9：登記上の本店所在地は、A市にあるが、実際には、豊橋市で事業を行っています。
 法人市民税は、どちらに納めたらよいのでしょうか？

A：実際に事業を行っている豊橋市に納めてください。

Q10：事業年度の途中で本店所在地をB市から豊橋市に移転しました。
 法人市民税の額はどのように計算すればいいですか。

A：《計算例》 B市にあった法人が、9月15日に豊橋市に転入した場合の法人市民税額は…。

・事業年度	4月1日～3月31日
・従業者数	30人
・法人税額	50万円
・資本金等の額	1千万円

◎法人税割額……4月1日～3月31日の期間で豊橋市とB市であん分して計算します。従業者数について、小数点以下が出た場合は、切上げて1人として計算します。また、月数の端数日数は、切上げて計算します。

◎均等割額……9月15日～3月31日の期間分を豊橋市に申告してください。
 この場合、6ヶ月と16日間になりますが、16日分は切り捨てとなり、6ヶ月で計算します。
 (例外として、その事業年度内に豊橋市に事業所があった期間が1ヶ月に満たない場合のみ、切り上げて1ヶ月として計算します。)

		豊橋市の場合	B市 (税率は、豊橋市と同様とする)
事業所等が存在した期間		9月15日～3月31日 (6ヶ月と16日間)	4月1日～9月14日 (5ヶ月と14日間)
法人 税割 ①	存在した月数	7ヶ月(端数切り上げ)	6ヶ月(端数切り上げ)
	分割基準となる人数	30人(事業年度末の人数) ×7ヶ月÷12ヶ月=17.5人 ≒18人(端数切り上げ)	30人(転入月の前月末の人数) ×6ヶ月÷12ヶ月=15人
	計算上の全従業者数	18人(豊橋市) + 15人(B市) = 33人	
	課税標準額の計算	500,000円÷33人=15,151.51円 15,151.51×18人 =272,727.18円 ≒272,000円(千円未満切捨)	500,000円÷33人=15,151.51円 15,151.51×15人 =227,272.65円 ≒227,000円(千円未満切捨)
	税額計算	272,000円×12.3%=33,456円 ≒33,400円(100円未満切捨)	227,000円×12.3%=27,921円 ≒27,900円(100円未満切捨)
均等 割 ②	存在した月数	6ヶ月(端数切捨て)	5ヶ月(端数切捨て)
	税額計算	(資本金等1,000万円以下 従業者数合計50人以下) 50,000円×6ヶ月÷12ヶ月 =25,000円	(資本金等1,000万円以下 従業者数合計50人以下) 50,000円×5ヶ月÷12ヶ月 =20,833円 ≒20,800円(100円未満切捨)
法人市民税額(①+②)		33,400円+25,000円 =58,400円	27,900円+20,800円 =48,700円

※ 豊橋市への法人市民税額は、58,400円

Q11: 事業年度が4月1日～3月31日の事業所ですが、4月1日に、豊橋市にあった支店をD市に移しました。豊橋市にも法人市民税を払う必要はあるのでしょうか。

A: 4月1日に閉鎖し、4月1日にD市に支店を開設した場合、豊橋市とD市と両方に事業所等が存在したことになります。3月31日に閉鎖していれば、4月1日に支店はありませので、豊橋市に法人市民税を払う必要はありません。

Q12: 事業年度の途中で豊橋市の事務所を廃止したので、事業年度の末日には豊橋市に事務所はありません。法人市民税の額は、どのように計算すればいいですか？

A: 《計算例》 C市に本社がある法人で、4月10日に豊橋市の事業所を廃止した場合の法人市民税額は…。

・事業年度	1月1日～12月31日
・従業者数	34人
・廃止前月末の豊橋市の従業者数	14人
・法人税額	86万円
・資本金等の額	1,500万円

		豊橋市の場合	C市（本社） （税率は、豊橋市と同様とする）
事業所等が存在した期間		1月1日～4月10日 （3ヶ月と10日間）	1月1日～12月31日 （12ヶ月）
法人 税割 ①	存在した月数	4ヶ月（端数切上）	12ヶ月（端数切上）
	分割基準となる人数	14人（廃止の前月末の人数） ×4ヶ月÷12ヶ月=4.66人 ≒5人（端数切上げ）	34人（事業年度末の人数）
	計算上の全従業者数	5人（豊橋市） + 34人（C市） =39人	
	課税標準額の計算	860,000円÷39人=22,051.28円 22,051.28×5人 =110,256.4円 ≒110,000円（千円未満切捨）	860,000円÷39人=22,051.28円 22,051.28×34人 =749,743.52円 ≒749,000円（千円未満切捨）
	税額計算	110,000円×12.3%=13,530円 ≒13,500円（100円未満切捨）	749,000円×12.3%=92,127円 ≒92,100円（100円未満切捨）
均等 割 ②	存在した月数	3ヶ月（端数切捨）	12ヶ月（端数切捨）
	税額計算	（資本金等1,000万円超え1億円以下 従業者数合計50人以下） 130,000円×3ヶ月÷12ヶ月 =32,500円	（資本金等1,000万円超え1億円以下 従業者数合計50人以下） 130,000円×12ヶ月÷12ヶ月 =130,000円
法人市民税額（①+②）		13,500円+32,500円 =46,000円	92,100円+130,000円 =222,100円

※ 豊橋市への法人市民税額は、46,000円

Q13：予定申告をしなくていいのは、どういう場合ですか？。

A：前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で割って、これに6をかけて得た金額が10万円以下の場合、または0の場合は、申告はいりません。この場合、均等割も申告納付の必要はありません。

Q14：解散をした場合など、法人市民税の減免規定はありますか？

A：清算中又は6か月以上引き続いて事業を休止中の法人等には、減免の規定があります。申告とあわせて減免申請を提出して下さい。